

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年8月1日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年8月19日から同年9月8日まで縦覧に供する。

令和4年8月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
さぬき市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 城北地区	さぬき市建設経済部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 富田西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 産宮通地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大井頭地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 友近地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 碎石地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山脇頭地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西の谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 奥谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 脇地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 辻堂橋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 菖蒲田用水地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮内地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下名地区	〃